

静岡県告示第74号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和7年2月7日から起算して15日間、静浦漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

令和7年2月7日

静岡県知事 鈴木康友

1 発起人の住所氏名

静岡県沼津市志下327-4 大川 隆夫

エンゼルハイム静浦901

静岡県沼津市馬込182-3 伊集院 兼和

静岡県沼津市口野29-5 田内 悦夫

静岡県沼津市多比683-1 渡邊 義夫

静岡県沼津市江浦50-1 小柴 敏弘

2 加入区

静浦加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

静浦漁業協同組合